

秘
無期限

大臣			アジア局長
事務次官	条約局長	条約局長	中江参事官
✓外務審議官	法規課長	法規課長	大森参事官
✓官房長	↓ 追加報告 に切り替える	中国課長	北東アジア課長 主席事務官

旧軍人・軍属等韓国人遺骨返還問題

49. 3. 6

北東アジア課

1. 経緯

ついでに従軍韓人経緯はあつたが、当方は遺骨は遺族に返却可

本件の処理に当

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

正当な遺

(遺骨を遺族に)

族が確認されれば その都度返還するとの立

場 ~~1964年以來~~ して きた。

一方韓国側は遺骨の韓国政府への一括引渡し
 要請をその基本的立場とし、最近では少なくとも南朝鮮出
 身者遺骨については韓国政府に一括引渡ししてほしい
 旨強く要請越している。

2. 解決の方向

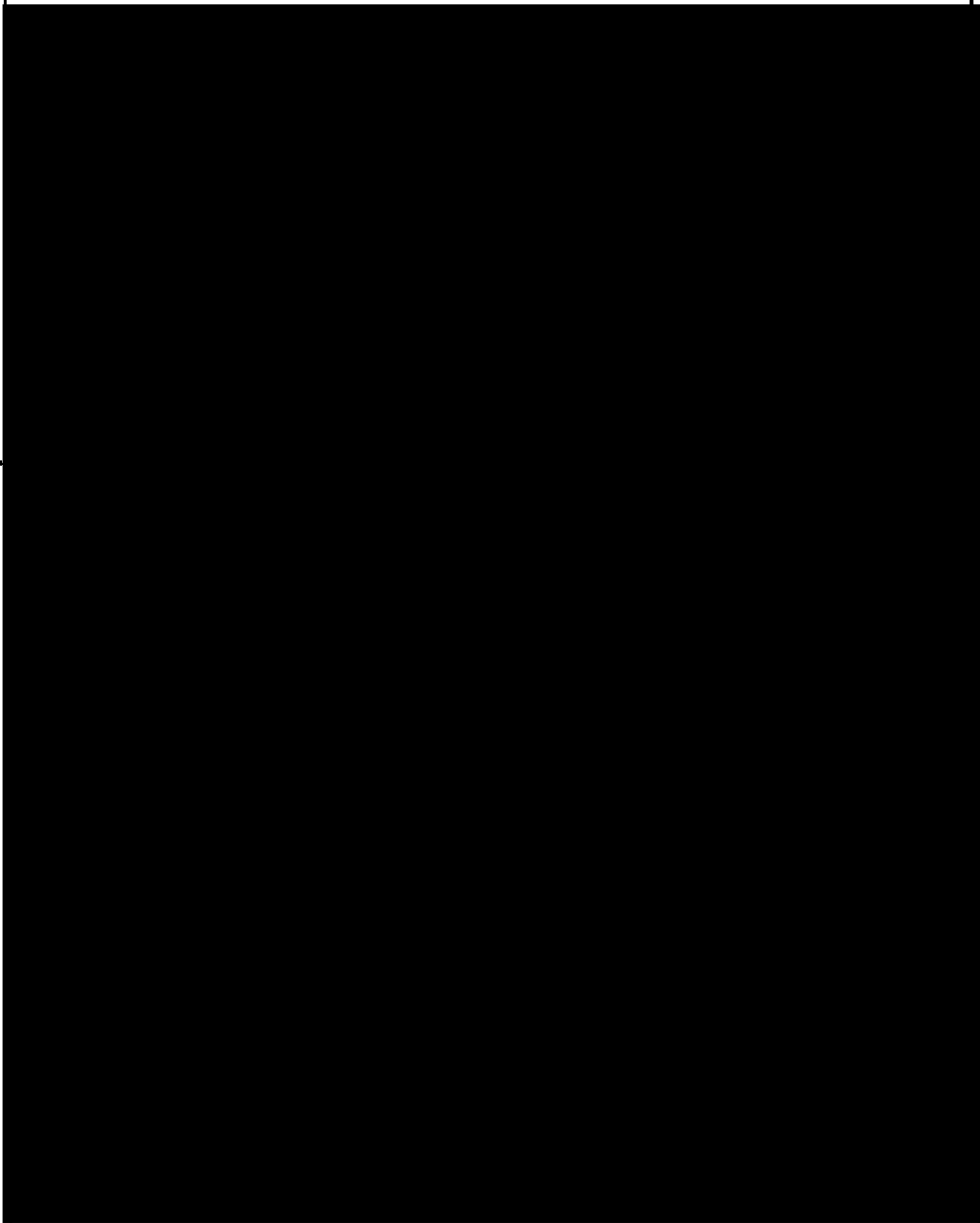
遺骨問題は韓国における反日感情をあおる大きな
 要因の一つであり、速やかにその解決をはかることが
 通常の手段で遺族が判明し得るべき望ましいが、法律上の問題もあり、最近の韓国側

提案についてもそのまゝこれに依じる訳には行か
 (ないところ)

次のいずれかの条件を満たす方向で最終的解決

やむを得

策を検討するも、ないと思われる。



3. 韓国側への回答概)

韓国側には活字は

とこの背景

~~先事~~ わが方のとして来る従来の立場を

(韓国側にもおなじみの訳には行かないことと説明)

充分説明し ~~た~~ ~~ら~~ ~~な~~ ~~か~~ ~~ら~~ 韓国側へ

一括引渡しに固執する場合には、わが方

へ韓国出身者遺骨の一括引渡しを

上記2

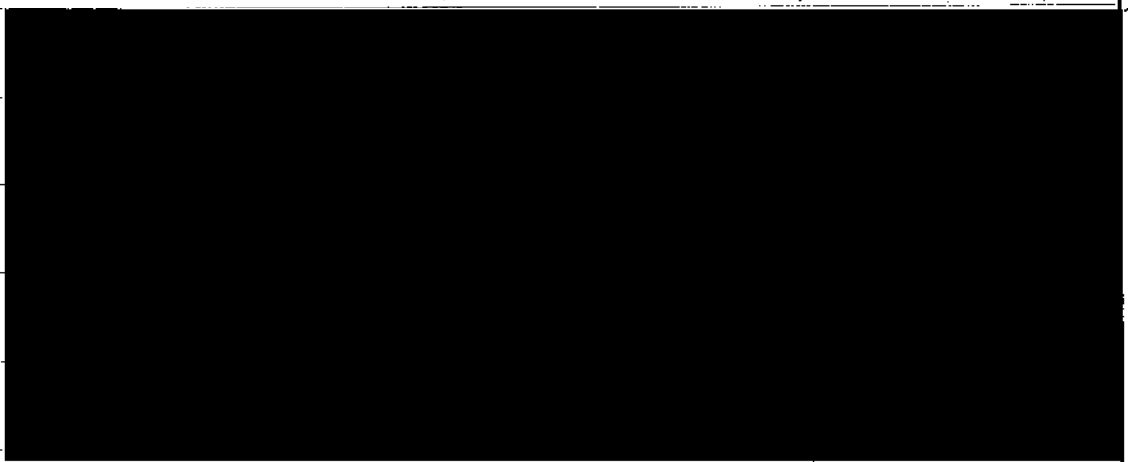
行なうためにはおよそ次の条件のいずれ

かある満足されなければならず、と

例えば「少なくとも遺族等から一括引渡しに関連して提起されうべき
問題については韓国政府が責任をもってこれを処理する旨の文書による
思われた旨を示唆することとしたい。」
確約が必要である

4. 参考

(1) 中国との比較 (韓国側IFとの異同問題)
L248の2"以下参考(1)の条に韓国側へ説明した



韓国人軍人・軍属の遺骨返還 — 中国人遺骨との
対比

中国人遺骨11柱は、戦時中わが国
の民間事業所に就業してゐた人々の
ものであらう。その遺族が中国大陸
に居住するに就いては疑 ぶ余地が
なく、法律上の問題に巻き込まれる懸念も
全くないため、日本政府より中国政府
に一括して引渡しを求めた。

一方韓国の場合には、日本政府の管理
してゐる軍人・軍属の遺骨の遺族が
どの程度韓国内に居住してゐるの不明

であるために、法律上の問題が生じるのを回

避けるためには日本政府が個別に正当なる

遺族に返還しなければならない事情にある。

参考(2)

来电才397号(意见具中)

已封了考文才

